

名古屋大学工学研究科における安全衛生教育に関する考察

○齋藤 彰^{A)}、松浪 有高^{A)}、大久保 興平^{A)}

^{A)} 名古屋大学 全学技術センター工学系技術支援室 環境安全技術系

概要

国立大学は平成 16 年度から法人化に移行し、それまでに適用されてきた安全衛生の主たる準拠法令が人事院規則から労働安全衛生法へと変更された。本法令では労働者に対する安全衛生教育を明確に定めているが、当大学においては学生・研究生等に対しても、法令を準用し学内規程に盛り込んで対応している。

安全衛生に関する教育については、当工学研究科内においては実験・研究時の災害を抑制するため、国立大学の法人化以前から、主に学生を対象に取り組んできた。また法人化後は、法令に基づく「危険な作業に就労する労働者」や「新たな雇い入れ者」に対する教育についても実施している。

安全衛生教育と災害の抑制の関係については、近年我々が行った当工学研究科内における災害事例の分析調査からも明らかであり、その位置付けは、法人化以降いっそう高くなっている。今回の研究会では、主として法人化以降、取り組んできた安全衛生教育の現状について報告する。

1 安全衛生教育の内容

教職員については法規等に基づき、採用時及び作業内容変更時に、また学生・研究生等に対しては、2 年生からの学生実験開始時、4 年生及び博士課程等の研究室配属時、また作業内容変更時に実施し、報告を義務づけている。

1-1 教職員向け安全衛生講習

表 1-1 に教職員向け安全衛生講習カリキュラムの例を示す。

表 1-1. 教職員向け安全衛生講習カリキュラム例

主 催 対 象 実施時期 講習時間 講習内容	工学研究科安全・厚生委員会 教員、任期付教員、事務補佐員、技術補佐員、研究員等 5 月（第 1 回・第 2 回） 90 分 1. 名古屋大学法人における安全衛生管理の概要（25 分） 2. 適切な職場環境（整理・整頓・清潔の保持）及び身近な作業における危険等（40 分） 3. 事故や災害時の対応（25 分）
------------------------------------	--

本講習の主催は工学研究科安全・厚生委員会であるが、実質的にはその委員長（教員）、またその協力部署である工学研究科環境安全管理室（教員・技術職員）と工学研究科事務部の担当掛で連携し、企画・立案・実施している。なお、講師は技術職員（衛生管理者有資格者）が担当している。

なお、新規採用の技術職員及び事務職員が対象から外れている理由は、この講習と同等もしくはそれ以上の講習を当大学事務局が主催する研修会で実施しているからである。特に技術職員については、それに加えさらに専門分野を広くカバーした 1 日間の安全衛生教育を全学技術センターとして実施している。

1-2 学生・研究生等向け安全衛生講習

表 1-2 に学生・研究生等向け安全衛生講習カリキュラムの例を示す。

表 1-2. 学生・研究生等向け安全衛生講習カリキュラム例

主 催 対 象	工学研究科内の各専攻、分野等		
実施時期	4 年生及び博士課程等の研究室配属時		
講習時間	90 分		
講習内容	1. 労働安全衛生法全般 (20 分)	2. 機械の安全 (15 分)	3. 電気の安全 (15 分)
	4. レーザーの安全 (15 分)	5. 化学の安全 (15 分)	6. 小テスト (10 分)

教職員向けと学生・研究生等向けのカリキュラムでは主催元が異なるが、これは工学研究科の方針として学生・研究生等向けの安全衛生教育は、各専攻・分野等で独自に実施することを前提としているからである。

上記の例は、実質的には研究科内の環境安全管理室が協力し、各専攻・分野等で主催・実施したときのものである。講師は各専攻・分野等の教員と環境安全管理室の技術職員（衛生管理者又は作業主任者等の有資格者）で分担した。なお、現在工学研究科には 14 専攻が存在するが、今年度はその内の 10 専攻に対して環境安全管理室が協力し、講習を実施している。また、講習の理解度を探るため、一部専攻（化学系・電気系・機械系）の学生を対象に小テストを取り入れた。結果は、受講者全員が 70%以上の正答率であった。

2 教材の開発

教職員向け安全衛生講習では、労働安全衛生法の遵守及び事故や自然災害時の緊急措置・連絡網、学内の安全衛生組織体制などの事項を網羅した環境・安全・衛生ガイドライン（平成 19 年 3 月）を使用し、学生・研究生等向け安全衛生講習では、比較的平易な言葉で記述したマニュアル的な環境・安全・衛生の手引き（従来から存在。毎年改訂）を使用している。これらはいずれも当工学研究科で編集・発行したものである。

これらの他に本学の情報メディア教育センターの協力のもと、音声付 ppt 教材を制作し、活用している。

3 災害事例の分析

過去における災害事例を分析した結果、近年の災害発生件数はほぼ頭打ちの状況にある。統計上、災害件数の増加は重大災害の発生につながるため、リスクアセスメント等への取り組みが重要視される。

4 まとめ

これまで当研究科では、大学の構成員である教職員・学生等の安全と健康の確保を図るため、種々の安全衛生教育を実施してきており、また危険有害業務に就く（就かせる）場合も、資格取得や特別教育を受講するよう奨励・勧告し対応してきた。しかしながら、災害は依然として発生している。有害危険性のある作業は、機械・電気・化学・土木・建築・放射線など全ての分野に内在しているため、これらの分野はもとより、その根幹を成す基礎的な事項についても教育を行う必要がある。

また、過去の災害事例を分析した結果、危険有害性に関する知識や対応する技能があれば防止できたケースが多く確認されたことから、災害や職業性疾病を防止するには、従来のように機械や設備を安全に使用するだけでなく、これを使用する者に対して、より踏み込んだ適切な教育を実施する必要性を感じた。

これからは広い視野を持ち、今後これらのことを各部局と連携を密にして効果的・戦略的に進めるため、過去に発生した災害事例の収集と活用のみならず、労働安全衛生マネジメントシステムの運用やヒヤリハット・危険予知活動（KYT）、リスクアセスメントなどを積極的に採用、推進して行く必要があると考えられる。